

① 件名
時間外勤務命令の上限設定等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 長時間労働是正のための措置として、民間労働法制においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成30年7月に公布され、罰則付きの時間外労働の上限規制等を導入し、原則として平成31年4月1日から施行される予定である。 国家公務員においても、平成30年8月の人事院「公務員人事管理に関する報告」において、超過勤務命令を行うことのできる上限設定等について人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされ、平成31年4月1日の適用に向け改正作業が進められているところである。</p> <p>【目的】 本市においても、国の制度決定原則に準拠することとし、時間外勤務命令の上限設定等を定めるもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地方公務員法（昭和25年法律第261号） 人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成30年7月 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律公布 （平成31年4月1日施行） 8月 人事院勧告「公務員人事管理に関する報告」</p>
⑤ 主な内容
<p>時間外勤務命令を行うことのできる上限設定等 時間外勤務については、石巻市職員時間外勤務等取扱要綱及び石巻市時間外勤務の縮減に関する基本方針により適正な運用とその縮減を図ってきたが、国の制度決定原則に準拠することとし、時間外勤務命令を行うことのできる上限等を次のとおり定めるもの。</p> <p>(1) 上限時間（(2)以外の職員） 原則、1か月につき45時間かつ1年につき360時間</p> <p>(2) 他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員の上限時間 1か月につき100時間かつ1年につき720時間 ※他律的業務：復興事業、議会関係、法制執務、予算編成等に従事する等、業務の量や時期が部局の枠を超えて他律的に決まる比重が高い業務</p> <p>(3) 上限時間の特例 大規模災害等突発的な状況に対応するための緊急業務、公務の運営上真にやむを得ない場合（その処理が遅れることにより円滑な公務の運営に重大な支障を来すおそれのある業務等）に限り、前述(1)又は(2)の上限時間を超えることができることとする。</p> <p>(4) 上限時間超過の事後的な検証 上限時間を超えた場合、時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後的な検証を実施する。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
【影響・効果】 時間外勤務の命令を行うことのできる上限時間設定、上限時間超過の事後的な検証を行うことにより、時間外勤務の適正な運用、公務能率の向上及び心身の健康維持が図られる。	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
宮城県：平成31年2月定例会に提案予定 仙台市：未定	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
平成31年1月～	人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）改正
2月	市議会第1回定例会へ石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について提案（平成31年4月1日施行）
3月	石巻市職員時間外勤務等取扱要綱の一部を改正する訓令及び石巻市時間外勤務の縮減に関する基本方針の一部を改正する訓令の公表 （平成31年4月1日施行）
⑨ その他	